律（平成25年法律第27号））第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）の保有枚数 ［略］	

［８～10　略］

11　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の四第九項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第八項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

［削る］

律（平成25年法律第27号））第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）の保有枚数 ［同左］	

［８～10　同上］

11　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の四第九項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第七項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（「臨時経済対策費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の五　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第八十三号。以下この条及び次条において「令和五年地方交付税法等改正法」という。）附則第二条第二項の規定による「臨時経済対策費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人

2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　令和五年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う「臨時経済対策費」に係る補正は、段階補正及び経常態容補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の五に定めるところによるものとする。

5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.1 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.4 \times D + 0.2 \times E + 0.1) \times 1.08849$ 0.1×A、0.1×B、0.1×C、0.4×D及び0.2×Eに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号